指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第15号)の一部を次の ように改正する。

改正前

(指定通所介護事業所に関する特例)

- げるものとする。
 - (1) 条例第55条の7の規定により基準該当児童発達支援事 業所とみなされる指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練 室の面積を同条に規定する指定通所介護の利用者の数と同 条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通 所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3 平方メートル以上であること。

(2) 条例第55条の7の規定により基準該当児童発達支援と みなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサ ービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設 から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

- に掲げるものとする。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の 通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービスの事業 等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年 岩手県条例第81号) 第97条の規定により基準該当生活介護 とみなされる通いサービス、条例第55条の8の規定により 基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは 条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定に より基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサー

改正後

(指定通所介護事業所等に関する特例)

- 第8条 条例第55条の7第2号の規則で定める要件は、次に掲|第8条 条例第55条の7第2号の規則で定める要件は、次に掲 げるものとする。
 - (1) 条例第55条の7の規定により基準該当児童発達支援事 業所とみなされる指定通所介護事業所等(同条に規定する 指定通所介護事業所等をいう。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等 を定める条例(平成24年岩手県条例第74号)第102条第1 項又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この 条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」とい う。) 第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室 をいう。)の面積を指定通所介護等(条例第55条の7に規 定する指定通所介護等をいう。以下この条において同じ。) の利用者の数と同条の規定により基準該当児童発達支援 とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数 で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
 - (2) 条例第55条の7の規定により基準該当児童発達支援と みなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切な サービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施 設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

- 第8条の2 条例第55条の8第2号の規則で定める要件は、次 第8条の2 条例第55条の8第2号の規則で定める要件は、次 に掲げるものとする。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の 通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービスの事業 等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年 岩手県条例第81号) 第97条の規定により基準該当生活介護 とみなされる通いサービス、同条例第150条の2の規定に より基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサー ビス若しくは同条例第160条の2の規定により基準該当自 立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は条例第

ビス<u>又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を条例第55条の8第1号に規定する登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人)までの範囲内とすること。</u>

[略]

- (2) [略]
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること

55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を条例第55条の8第1号に規定する登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に掲げる数、指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人)までの範囲内とすること。

[略]

- (2) [略]
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数 が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する 通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並 びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関す る基準等を定める条例第97条の規定により基準該当生活介 護とみなされる通いサービス、同条例第150条の2の規定 により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサ ービス若しくは同条例第160条の2の規定により基準該当 自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は条例 第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされ る通いサービス若しくは条例第72条の4において準用する 条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービ スとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の 数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サー ビス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしてい ること。

(4) 「略]

(4) 「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。